

## 明石市立図書館資料選定基準

### (目的)

第1条 この「明石市立図書館資料選定基準」は、「明石市立図書館資料収集方針」に基づき、資料の選定にあたっての基準を示すものである。なお、資料種類別および主題別の具体的な考え方や選定の範囲等については、別に定める。

### (資料選定の基準)

#### 第2条

##### 1 一般基準

- (1) 内容はもちろんのこと、その他書誌内容や資料形態、著者、発行所等をもよく検討すること。
- (2) 形態が特殊な図書や高額な図書の選定にあたっては、内容や資料的価値、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
- (3) 専門書は、学術的なものばかりでなく実務的なものも選定の対象とし、必要なものを収集する。
- (4) 利用頻度が高いと見込まれる資料や予約待ちの多い資料は、現在および将来の利用度を予想しながら、適宜複数を揃える。
- (5) 汚損、破損等による廃棄資料や不明資料の補充を適宜行う。
- (6) 全集、年鑑類等の継続性のある資料については、欠巻が生じないように常に留意する。
- (7) 変化の著しい主題については、常に新しい資料を収集する。
- (8) 入門、概説のような基本的な資料は、各分野にわたって収集する。
- (9) 移動図書館資料は、良く利用される資料を中心に収集し、移動図書館であまり利用の見込めない資料がリクエストされた場合は、全体の蔵書構成を考え、市民図書館または西部図書館で対応する。
- (10) 最近の話題や情勢についての資料は積極的に選定する。
- (11) 次の内容の資料は、研究目的の利用も考慮し、選定に当たっては、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。ただし、既に収集した資料があった場合には、資料放棄につながるものではない。
  - ①人権またはプライバシーを侵害するおそれのあるもの
  - ②特定の機関や団体の宣伝となるもの
  - ③暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長したりするもの
  - ④郷土資料を除く、幅広い利用が見込まれないような、著しく高度な専門書や形態が特

殊なもの

## 2. 資料別基準

- (1) 明石に関する資料、明石市出身及び在住者の著作、明石市が発行する行政資料は郷土資料として可能な限り収集する。
- (2) 辞典、事典、年鑑等の参考資料（レファレンス・ブック）は、市民からの様々な調査相談に対応できるように、各主題にわたって収集する。
- (3) 学習参考書は、一般的な入門書・解説書・概論書等として活用できる場合は、収集も検討しながら、対象と媒体を考慮して選択的に選定する。
- (4) 入試（試験）問題集や書き込み式が多い資料など、個人が占有し利用することを目的とするものは、原則として収集しない。
- (5) 雑誌は各主題にわたって収集する。
- (6) 新聞は全国主要紙を中心に適宜地方紙、専門紙及び児童用も収集するが、縮刷版は収集しない。
- (7) 官報は収集する。
- (8) 児童書は特に、内容、表現、構成、形態、著者、编者、訳者、画家、出版社等の事項に留意して選択する。
- (9) 自費出版については、慎重に検討する。

## 附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年3月20日 教委議案第15号にて可決）